

# 公共調達等における特別徴収要件化の手引き

平成23年7月4日

宮崎県地方税収方策検討委員会

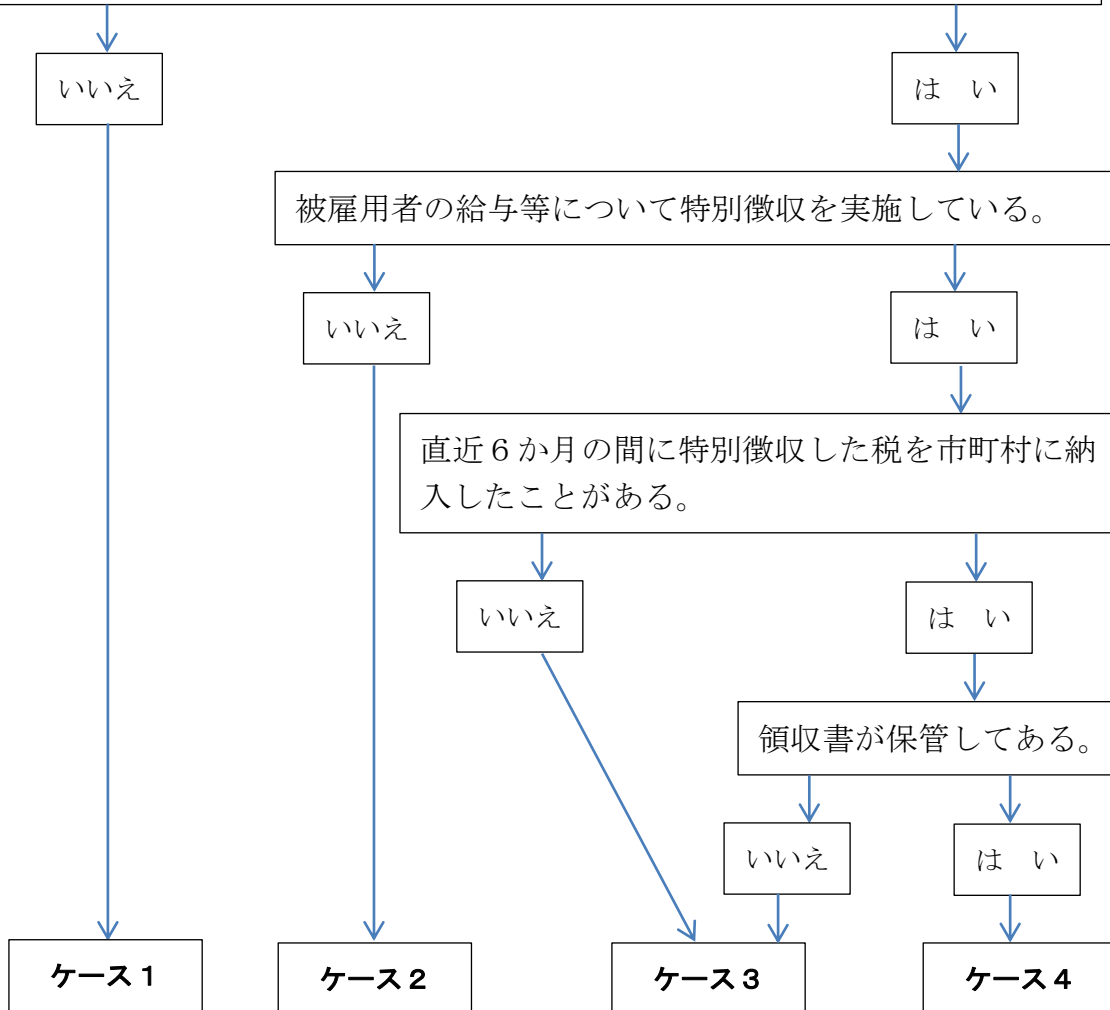
宮崎県及び県下各市町村では、個人住民税の特別徴収制度の適正化を図るため、被雇用者の個人住民税の特別徴収を行っていない場合は、事業者が公共調達の入札参加資格審査申請を行うことができない制度を平成25年度までに順次導入する取組を進めています。

次に手順により必要な手続を確認してください。

## 手順1 あなたの事業所について、次により、どの類型に属するかを判断してください。

あなたの事業所には、次の2つの条件を満たす被雇用者がいますか。

- ① 課税年度の前年に貴事業所から給与の支払いを受けた。
- ② 課税年度の4月1日において給与の支払いを受けている。



## 手順2 ケースごとに必要な手続を確認してください。

### ケース1

- あなたの事業所は、特別徴収を行っていただく必要はありません。
- 別添の「特別徴収実施確認・開始誓約書」を市町村の税務担当課の窓口に出し、特別徴収義務がないことの確認を受けてください。その際には、確定申告書に添付する収支内訳書の写し又は青色申告決算書の写しを提出する必要があります。

確認を受けるべき市町村は次のとおりです。

#### 一 市町村に申請を行うとき

- ① 申請を行う市町村の税務担当所属
- ② 申請を行う市町村の住民税について特別徴収を行うべき被雇用者がいないことなどにより①によることができない場合には、主たる事業所の所在する市町村の税務担当課
- ③ ①及び②によることができない場合には、被雇用者が最も多く居住する県内の市町村の税務担当課

#### 二 県に申請を行うとき

- ① 県内の主たる事業所所在地の市町村の税務担当課
- ② ①によることができない場合には、被雇用者が最も多く居住する市町村の税務担当課

- 確認を受けた「特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、公共調達の申請を行って下さい。

### ケース2

- あなたの事業所は、特別徴収を行っていただく必要があります。
- 別添の「特別徴収実施確認・開始誓約書」を市町村の税務担当課の窓口に出し、遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度の課税に係る個人住民税から特別徴収を開始することを誓約し、その確認を受けてください。確認を受けるべき市町村は、ケース1と同じです。
- 確認を受けた「特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、公共調達の申請を行って下さい。

### ケース3

- あなたの事業所は、既に特別徴収を実施していますが、直近6月間の領収書がありません。
- 別添の「特別徴収実施確認・開始誓約書」を市町村の税務担当課の窓口に出し、既に特別徴収を実施していることについて確認を受けてください。確認を受けるべき市町村は、ケース1と同じです。
- 確認を受けた「特別徴収実施確認・開始誓約書」を添付して、公共調達の申請を行って下さい。

#### ケース 4

- あなたの事業所は、既に特別徴収を実施しており、直近6月間の領収書も保管されています。
- 別添の「特別徴収実施確認・開始誓約書」に直近6月間の領収書の写しを添付して、公共調達申請を行って下さい。
- 添付すべき領収書は次のとおりです。

##### 一 市町村に申請を行うとき

- ① 申請を行う市町村の領収書
- ② ①がない場合は、県内の主たる事業所所在地の市町村の領収書
- ③ ①及び②がない場合には、被雇用者が最も多く居住する県内の市町村の領収書

##### 二 県に申請を行うとき

- ① 県内の主たる事業所所在地の市町村の領収書
- ② ①がない場合には、被雇用者が最も多く居住する市町村の領収書